

議案第3号説明資料

令和3年2月15日

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2
参考	3

総務課

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

専門的な知識経験を活用するため採用する任期付職員（特定任期付職員）以外の任期付職員については、大磯町職員の給与に関する条例第4条第5項から第11項までの昇給に係る規定については適用除外となりますが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の改正趣旨を踏まえ、任期付職員についての昇給に係る適用除外規定を削除するため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 給与条例の適用除外規定の削除

条例第8条第3項の規定により、任期付職員の昇給については適用除外となる規定を削除します。また、条例第8条第3項の削除に伴い、同条第4項を同条第3項とします。

【対象となる職員】

- ・ 条例第3条の規定により採用された職員＝「任期付フルタイム職員」
- ・ 条例第4条の規定により採用された職員＝「任期付短時間勤務職員」

(2) 施行日

令和3年4月1日から施行とします。

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略 <u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条 省略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 給与条例第4条第5項から第11項までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p> <p><u>4</u> 省略</p> <p>第9条 省略</p>

(参 考)

大磯町職員の給与に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 10 号）抜粋

（初任給及び昇給の基準等）

第 4 条 職員の属すべき職務の級は第 3 条第 2 項の規定に基づく分類の基準に従い、かつ、予算の範囲内で任命権者が決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、部内の他の職員との権衡を考慮して任命権者が決定する。

3 前 2 項の規定により職員の級又は号給を決定する場合においては、学歴、免許等の資格、年齢、公務員としての経験年数、民間経歴等を考慮しなければならない。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給は、異動前にその者が受けていた給料月額を基準として任命権者が決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として規則に定める基準に従い決定するものとする。

7 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 55 歳を超える職員のうち規則で定める年齢を超える職員は、第 5 項から第 7 項までの規定にかかわらず、昇給しない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

11 第 5 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

12 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額とする。